

## 食環境整備検討会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

	氏名	所属・補職名	健康横浜21 推進会議	食育推進 検討部会委員
1	赤松 利恵	お茶の水女子大学 基幹研究院 自然科学系 教授	臨時委員	—
2	影山 昌弘	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 総務法務本部 総合渉外部 京浜ゾーン 兼 西神奈川ゾーン マネジャー	臨時委員	—
3	梶村 直之	株式会社ダイエー ICT戦略本部 マーケティング部 部長	臨時委員	—
4	金子 佳代子	横浜国立大学 名誉教授	臨時委員	○
5	君塚 義郎	株式会社 崎陽軒 常務取締役	臨時委員	○
6	吉田 章	日本チェーンストア協会 相鉄ローゼン株式会社 経営管理本部 人事部 マネージャー	委員	—

## 健康横浜 2 1 推進会議運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 1 日 健保事第 3964 号 (局長決裁)  
最近改正 平成 29 年 4 月 1 日 健保事業第 4107 号 (局長決裁)

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例 (平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号) 第 4 条の規定に基づき、健康横浜 2 1 推進会議 (以下、「推進会議」という。) の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

### (担当事務)

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 健康増進計画である健康横浜 2 1 (以下、「健康横浜 2 1」という。) の推進に関すること。
- (2) 健康横浜 2 1 の評価・策定に関すること。

### (委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 保健医療専門家
  - (3) 健康に関連するボランティア団体・企業等の各種団体の代表者
  - (4) マスメディアの代表者
- 2 委員の任期は、5 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

### (臨時委員)

第 4 条 推進会議に、健康横浜 2 1 の評価・策定や健康づくりに関する事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
- (1) 学識経験者
  - (2) 保健医療専門家
  - (3) 健康に関連するボランティア団体・企業・各種団体の代表者等
- 3 臨時委員は、第 1 項の事項に関する調査審議が終了したときは、解任され

たものとする。

#### (会長)

第5条 推進会議に会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を掌理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、推進会議の議長とする。
- 3 推進会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

#### (部会)

第7条 健康横浜21について調査審議するために部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長1人を置き、委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。
- 5 部会の委員構成や議事内容等を踏まえ、推進会議の会長が認める範囲において、前項に基づく部会の決定を推進会議の決定に代えることができる。

#### (会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

#### (意見の聴取等)

第9条 会長又は部会長は、推進会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、健康福祉局健康安全部保健事業課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。また、最初の部会の会議は、会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 食育推進検討部会設置要綱

制定 令和 3 年 3 月 23 日 健保事第 4009 号（局長決裁）

### （目的）

第 1 条 この要綱は、食育の推進に関して専門的見地から検討するため、健康横浜 2 1 推進会議運営要綱（以下「要綱」という。）第 7 条第 1 項に基づき設置する「食育推進検討部会」（以下「検討部会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

### （検討事項）

第 2 条 検討部会は、次の事項について検討を行うものとする。

- （1）食育推進計画の策定に関する事項
- （2）食育の推進に関する事項
- （3）その他必要な事項

### （構成）

第 3 条 検討部会は、要綱第 7 条第 2 項に基づき、健康横浜 2 1 推進会議（以下「推進会議」という。）の委員及び要綱第 4 条に基づき市長が任命した臨時委員のうちから推進会議の会長が指名する者をもって組織する。

### （任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた時の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

### （部会長等）

第 5 条 検討部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選によりこれを定める。副部会長は、委員の中から部会長が指名する。
- 3 部会長は、検討部会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副部会長は、部会長が欠けたとき、その職務を代理する。

### （会議）

第 6 条 検討部会の会議は、部会長が招集する。ただし、委員任命後、部会長選出前の検討部会の会議は、推進会議の会長が招集する。

- 2 部会長は、検討部会の会議の議長とする。
- 3 検討部会は、委員の過半数の出席により開催する。
- 4 検討部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、検討部会の部会長の決するところによる。

5 検討部会を欠席する予定の委員は、第2条に関する意見を書面により事前に提出することができる。

#### (会議の公開)

第7条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

第31条の規定により、検討部会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

#### (意見の聴取等)

第8条 部会長は、検討部会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

#### (推進会議への報告)

第9条 検討部会は、会議内容を推進会議へ報告するものとする。

#### (守秘義務)

第10条 委員及び関係者は、検討部会の運営上知りえた秘密を厳守するとともに、これを他に利用してはならない。

#### (庶務)

第11条 検討部会の庶務は、健康福祉局保健事業課において処理する。

#### (委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、部会長が検討会の会議に諮って定める。

附 則

#### (施行期日)

この要綱は、令和3年3月23日から施行する。